

議案第252号

福岡市営住宅条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市営住宅の入居者等の生活の安全及び平穩を確保するため、市営住宅における暴力団員排除の要件を改めるとともに、市営住宅の入居者の利便の向上等を図るため、市営城浜住宅に駐車場を設置する必要があるによる。

福岡市営住宅条例等の一部を改正する条例

(福岡市営住宅条例の一部改正)

第1条 福岡市営住宅条例(平成9年福岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第3項中「前条第1項各号」の次に「(第5号を除く。)」を加える。

第37条及び第38条第4項中「第4条」の次に「(第1項第5号を除く。)」を加える。

第42条ただし書を削る。

第49条ただし書を削る。

第50条第6項中「者)」の次に「であって、第4条第1項第5号に規定する条件を具備するもの」を加える。

第57条中「の各号」を削り、同条第3号中「第7号」を「第8号」に改める。

別表第2東区の項中「福岡市営米田住宅」の次に「, 福岡市営城浜住宅」を加える。

(福岡市営住宅条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市営住宅条例の一部を改正する条例(平成19年福岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例中第1条の規定(福岡市営住宅条例別表第2東区の項の改正規定に限る。)は平成

28年7月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。